

第 3 9 号議案

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の
一部改正について

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和 3 1 年長岡京市
条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 6 年 3 月 2 2 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

長岡京市議員報酬等審議会の答申を受け、条例の一部を改正する必要がある
ので提案する。

教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例
 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年長岡京市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第2条 教育長の給料は予算の範囲内において月額686,000円とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 【略】</p> <p>8 平成27年4月1日から<u>令和6年3月31日までの間</u>における教育長の給料は、第2条の規定にかかわらず、月額665,000円以内とする。</p>	<p>第2条 教育長の給料は予算の範囲内において月額686,000円<u>以内</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>1～7 【略】</p> <p>8 平成27年4月1日から<u>当分の間</u>における教育長の給料は、第2条の規定にかかわらず、月額665,000円以内とする。</p>

附 則
 この条例は、令和6年4月1日から施行する。